

令和2年度

粕屋町男女共同参画計画実施状況報告書（令和元年度事業分）

粕屋町協働のまちづくり課

目次

粕屋町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁

基本目標と施策の体系・・・・・・・・・・・・・・2 頁

令和元年度実施状況・・・・・・・・・・・・・・3 頁～

(具体的施策ごとの実施状況・・・・・・・・・・・・7 頁～)

[粕屋町の取組]

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。粕屋町において、平成 26 年度に「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」を実施したところ、未だに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行等が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されていることが明らかとなりました。こうした現状と課題を踏まえ、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画（平成 27 年度～令和 6 年度）」を策定しました。計画期間の中間年にあたる令和元年度には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応するため計画の見直しを行い、「粕屋町男女共同参画計画 後期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定しました。粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるため、行政と住民が一体となって本計画を推進していきます。

平成 27 年度は、計画期間の初年度として、計画書概要版の全戸配布を行い、住民の皆さまへの周知を図りました。また、推進施策のひとつでもある「粕屋町男女共同参画条例」を制定し、町のイベント「人権を尊重する町民のつどい」の中で、中島玲子先生による講演会を開催しました。平成 28 年度以降は、町のイベント時における啓発チラシの配布や各自治公民館での人権学習での啓発等、地域における男女共同参画の推進に取り組みました。

基本目標と施策の体系

「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」という基本理念の実現を目指し、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。



* 基本目標Ⅲは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を兼ねる。

[令和元年度実施状況]

各担当課において自己評価を行い、取りまとめたものを粕屋町男女共同参画審議会において、点検、評価及び協議を行いました。その結果を各担当課にフィードバックし、改善を促すことにより計画の推進を図ります。

計画の見直しに伴い令和元年5月に実施した男女共同参画に関する町民意識調査では、性別による固定的な役割分担意識に「同感しない」とする考え方が前回の調査（平成26年実施）と比較すると増加しており、男女共同参画について町民への周知と理解が図られていることが分かります。しかし、依然として「同感する」人も多く、さらなる性別役割分担意識の解消に向けて継続した取組が求められています。

令和元年度は、住民の男女共同参画に関する意識を高めるため、町のホームページや広報紙で講演会や講座、相談窓口等の情報発信を積極的に行い、自治公民館（20か所）における人権学習の中では男女共同参画の内容を取り入れました。

かすやこども館における父子向けの講座は、ボランティア団体の子育て応援団（父親育児参加チーム）が中心となって開催し、男性の育児、地域への参画を促す取組を行い、地域での介護予防対策においても様々な取組がなされ、社会システムの中での男女共同参画も少しずつ進みつつあります。しかし、雇用分野においては、ハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスについて、事業所への啓発が進んでおらず、啓発方法等の検討が必要となっています。また、働く女性の支援については、子育て世代が多い町の特徴を考慮し、女性活躍推進法に基づく取組等を検討します。

DV防止の観点では、相談窓口の周知や相談体制の強化を図っています。デートDVやJKビジネスといった若年層をターゲットとした性に関する人権侵害から、子どもたちを守る取組が急がれており、町立中学校の3年生を対象にデートDVの啓発チラシを作成し、学校での配付を行いました。具体的施策ごとに実施状況の評価を行いました。（次頁より）

●基本目標 I について

基本目標 I : 男女共同参画社会実現のための意識づくり
主要課題 (1) 男女共同参画社会に向けた意識啓発
主要課題 (2) 男女共同参画を推進する教育活動の充実

町民の男女平等の意識を育て、男女が固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会等のあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての啓発・教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

<令和元年度の施策の実施状況の概要>

- ・福岡県男女共同参画センター「あすばる」等の講演会や講座を町ホームページに掲載し、情報提供を行った。
- ・広報紙では、男女共同参画や相談窓口に関する掲載を積極的に行った。
- ・自治公民館（20 か所）での人権学習では、男女共同参画の内容を入れた研修を実施した。
- ・学校教育の分野では、学習要領に基づき男女平等教育を進めた。
- ・6月の男女共同参画週間において、広報紙と町ホームページでの啓発を行ったが、新たな啓発方法を今後検討していく。
- ・広報紙等においてジェンダーにとらわれない表現の使用を徹底した。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	9	6	1
%	15.8%	47.4%	31.6%	5.2%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅱについて

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり
主要課題（１）雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保 主要課題（２）ワーク・ライフ・バランスの推進 主要課題（３）困難な状況に置かれている人への支援 主要課題（４）政策・方針決定の場への女性の参画促進 主要課題（５）地域・防災分野における男女共同参画の推進

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育て・介護等の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。また、ひとり親家庭等、多様な家庭が安心して暮らせるような支援を目指します。さらに、政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

<令和元年度の施策の実施状況の概要>

- ・事業所への意識啓発として、町の指名登録業者へ受付の受領返信をする際に啓発チラシを同封した。
- ・子育てや介護環境の整備等は、各個別計画に基づいて取り組みを進めた。
- ・審議会の中には充て職で構成され女性登用率の向上が難しいものもあるが、審議会等の設置時には委員の男女比を考慮のうえ構成を検討した。
- ・町の女性職員の採用及び管理職への登用は進んでおり、ワーク・ライフ・バランスは「特定事業主行動計画」に基づき取り組んだ。
- ・地域における男女共同参画については、防災講座で避難所運営等において女性の参画を促した。
- ・まちづくり活動支援室の登録団体の中には女性の活動者も多く、地域における女性の活躍を支援した。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	10	8	5
%	11.5%	38.5%	30.8%	19.2%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅲについて

基本目標Ⅲ：男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり

主要課題（１）性に関するあらゆる暴力の根絶

主要課題（２）生涯を通じた健康支援

「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント）をはじめとするあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進やDV防止等に関する啓発、被害者への支援等の充実を図ります。

また、男女が互いの性差や「性と生殖に関し健康的生活を営む権利の尊重」等を理解した上で、生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。

<令和元年度の施策の実施状況の概要>

- ・DV防止については、啓発チラシを作成し、町のイベントの際に町民向けに配付を行った。
- ・DV相談員としての研修を受け、相談を受けた際には関係機関との連携を図り、状況に応じて対応した。
- ・町立中学校の3年生を対象にデートDVの啓発チラシを作成し、学校での配付を行った。
- ・性犯罪等の被害防止に向けた啓発として、少年補導員・青少年指導員及び各種団体・行政区による夜間巡回補導を行った。
- ・生涯を通じた健康支援については、健康相談、健診時や高齢者を対象としたゆうゆうサロン等で実施した。
- ・人権を尊重した性に関する教育は小中学校で行われているが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは中学校を卒業した後の若年層に対する啓発も必要である。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	8	4	0
%	20.0%	53.3%	26.7%	0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

令和元年度 粕屋町男女共同参画計画の施策評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策 (主要課題)	具体的施策 (施策の方向性)	事業名	施策概要	担当課	達成度 (自己評価)	令和元年度の実施状況	現状の課題 今後の見通し	達成度の推移 H27→H28→H29 →H30→R1	審議会の意見
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	Ⅰ・1 男女共同参画社会に向けた意識啓発	Ⅰ・1・① 町民の意識を高める啓発活動の推進	1 広報等による情報提供	広報紙およびホームページ等各種媒体を活用し、日常的な啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙には年5回程度、関係記事を掲載し啓発を行った。ホームページには、男女共同参画のページに、計画書、概要版、条例などを紹介するとともに各種講座やイベントの案内を随時行った。	SNSを利用するなど情報発信の多様化を図り、町民に広く周知できる手段での啓発を検討する。	B → B → B → B → B	
			2 啓発パンフレット等の作成	住民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、啓発に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	住民や教育機関向けのパンフレットの作成は行っていないが、啓発チラシを作成して町のイベント等で配布した。	啓発チラシ等の作成において経費を節減できるように工夫するとともに、町民の理解を深めることのできるような内容を検討する。	A → B → B → B → B	
			3 男女共同参画関連講座・講演会等の実施	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種講座や講演会等を開催します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育における行政区の人権学習において、男女共同参画の内容を取り入れ、啓発を行った。	各地域における講座や男女共同参画関連講座での啓発を進めていくとともに、計画期間等の節目に講演会等の開催を検討する。	B → C → C → B → C	
		Ⅰ・1・② 情報の提供	4 男女共同参画関連情報の積極的な提供	広報紙・ホームページ等を通じ、男女共同参画に関する取組、法令等をわかりやすく解説するとともに、情報を積極的に提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙やホームページへ男女共同参画に関する掲載を行った。令和元年度は男女共同参画計画に関する町民意識調査の結果や「女性のエンパワーメント」をテーマにしたコラムなどを掲載した。また、ホームページリニューアルに伴い、掲載内容を見直した。	広報紙、ホームページを利用し、男女共同参画に関する取組について、積極的な情報提供を行っていく。	B → B → B → B → B	
			5 関連図書等の収集と紹介	男女共同参画に関する図書情報の収集を行い、紹介します。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未	女性の再就労、介護離職問題、ワークライフバランス等の男女共同参画に関連する図書を積極的に収集した。	手に取りやすい資料を集め、協働のまちづくり課と連携し男女共同参画に関連する図書の特集コーナーを充実させる。	B → B → B → B → B	
			6 社会的性別(ジェンダー)にとられない表現の使用	広報紙・ホームページ及び出版物の製作にあたっては、男女の固定的役割分担意識を助長することのないよう、社会的性別(ジェンダー)にとられない表現の使用を徹底します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報やホームページを編集する際には、社会的性別(ジェンダー)にとられない表現の使用を徹底している。	研修会等に参加し、担当職員の意識向上を図るとともに、原稿等を作成する各課担当者にも意識啓発を進めていく。	B → B → B → B → B	
		Ⅰ・2 男女共同参画を推進する教育の充実	Ⅰ・2・① 学校教育における男女平等教育の推進	7 社会的性別(ジェンダー)にとられない文書表現に関する指針の作成	行政文書等を社会的性別(ジェンダー)の視点から見直し、性別に偏りのない表現にするよう指針・マニュアル等を作成します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	現在は内閣府男女共同参画局のガイドラインを参考に業務を行っている。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」(内閣府発行)などを活用して、固定的役割分担意識を助長することのない表現の使用を行っていく。	C → C → C → C → C
	8 乳幼児期からの男女平等教育の推進			保育所、幼稚園に対し、社会的性別(ジェンダー)にとられない幼児教育の実践の働きかけを行います。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	サッカー教室やリズム遊びなどの体育活動では男の子も女の子も一緒にチームで協力しあってプレイをしている。日頃からひとりひとりの個性を尊重し、理解し、お互いを認め合い、社会的性別にとられないことのない教育を実践している。	乳幼児期から友達や様々な人と触れ合い、豊かな体験を重ねながら、社会的性別にとられないことのない自由な発想と個性を伸ばす教育を行う。	C → B → B → B → B	
	9 学校教育における男女平等教育の推進			学習指導要領に示す男女平等の理念に基づいた教育を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	粕屋町のスタイルである主体的に説明をする「説明力アップの授業づくり」を通して、男女問わず、誰とでも話したり聞いたりする授業が展開されている。	道徳の教科化による道徳科の評価の在り方を検討し、小学校では新学習指導要領におけるほかの強化において他教科との関連を図りながら、指導内容を充実させる。	A → A → A → A → A	
			10 男女平等教育に関する教職員の研修	教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	誰とでも交流する授業の大切さが分かる授業研修「人権・同和の視点の大切さや、保幼小の連携について学ぶための学人研の研修」を行った。	「児童生徒ひとりひとりを大切にする授業の展開」「児童生徒同士が互いのよさに気付く授業」が日常的に行われるようにしていく。	A → A → A → A → A	

令和元年度 粕屋町男女共同参画計画の施策評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	I・2 男女共同参画を推進する教育活動の充実	進等 I・2・① 学校教育における男女平等教育の推進	11	進路指導の充実	固定的性別役割分担意識にとられない進路指導の充実に努めます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育、さらには日常の授業において、個の考えの違いや価値を大切に交流のある授業が行われている。	様々な教科等、人権教育との関連を図り、個性を大切に考える考え方を身につけさせていく。	A → A → A → A → A		
			12	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	全教育活動において、命の大切さ、相手の立場に立った考え方の大切さについて指導が行われている。	自分の成長を示すキャリアパスポートを作成して引き継ぐ。保健体育や学活や理科の学習を中心として、様々な学校行事などとの関連指導を図っていく。	A → A → A → B → B		
			13	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課 子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				B → C → C → C → C	
				保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町の職員研修、講演会の開催時は、保育所・幼稚園職員も対象としている。男女共同参画としての研修はできなかったが、総務課で全職員対象とした男女共同参画に関する内容を含む人権研修を毎年行っており、保育所・幼稚園職員も参加している。	講演会や研修を計画期間等の節目など長期的に計画し、男女平等教育における職員の意識向上を図る。	B → C → C → C → C		
				保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町の職員研修、人権を尊重する町民の集い、県の人権研修会に参加し、学んだことを報告しあい、職員の人権教育の意識向上を図っている。	今後も積極的に人権教育研修に参加し、学習機会の充実を図っていく。	C → C → C → C → C		
			I・2・② 社会教育における学習の場の提供	14	子育て世代への啓発の推進	PTA行事等での講演会・研修会開催を利用して、子育て世代への啓発、情報提供に取り組めます。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各PTAに男女共同参画に関する講座等の紹介や啓発物資の配布を行っている。研修内容については、各PTAの自主性に任せている。	PTAの自主性を重んじながら、男女共同参画の啓発について必要性を周知する。	D → D → D → D → C	
		15		地域・団体等の学習に対する啓発と支援	公民館等を使って行っている人権研修、生涯学習研修の中で男女共同参画の啓発を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	公民館における人権教育啓発の際に、男女共同参画も含めた啓発を行った。	人権教育啓発は幅広い分野(子ども、高齢者、障がい者など)に関するものであるが、今後も男女共同参画も含めて啓発を行う。	D → A → B → B → B		
		16		出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関するものを幅広く用意し、学習の機会を提供します。	協働のまちづくり課 社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			D → B → B → B → B		
				出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関するものを幅広く用意し、学習の機会を提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	出前講座では、男女共同参画に特化したメニューを用意できなかったが、自治公民館における人権学習会の中で、男女共同参画の推進を図る学習を行った。	人権や防災に関する出前講座において、男女共同参画の視点に立った内容を取り入れ、啓発を続ける。	D → B → B → B → B		
				出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関するものを幅広く用意し、学習の機会を提供します。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	公民館における人権教育啓発の際に、男女共同参画も含めた啓発を行った。	人権教育啓発は幅広い分野(子ども、高齢者、障がい者など)に関するものであるが、今後も男女共同参画も含めて啓発を行う。	D → B → B → B → B		
		17		男女共同参画週間における学習、啓発の推進	男女共同参画週間(6月23日~29日)には、ポスター掲示、ホームページに掲載し、週間の意識付けを行うと共に、セミナー等を開催し、学習、啓発を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報かすや6月号及び町ホームページで男女共同参画週間とキャッチフレーズを掲載し、啓発を行った。	男女共同参画週間の周知を図るとともに、より充実した啓発ができるように、特設コーナーの設置などを検討する。	D → C → C → C → C		
		18	各団体研修等での啓発の推進	各社会教育関連団体(PTAなど)、老人クラブ等で行われる研修の内容について男女共同参画の視点から啓発や助言、指導を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育団体やまちづくり活動支援室の登録団体に対し、男女共同参画の視点からの啓発や助言は行っていない。啓発方法や指導の機会等について検討ができていない。	社会教育団体やまちづくり活動支援室の登録団体に対する啓発方法を検討する。若年層の関係団体にはデートDV防止に関する啓発を進める。	D → D → D → D → D	D評価が続いているので、実現可能な方法に切り替える必要があると思う。		
	女性トパ性リ支ワへー援ーのとメエ	19	女性へのエンパワメント支援と女性リーダーの養成	講座やセミナーの開催、又はその情報提供を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	講座やセミナーの開催には至っていないが、福岡県男女共同参画センターなどのセミナーや講座の案内は、町ホームページにおいても情報提供を行っている。また、広報紙で「エンパワメント」をテーマにしたコラムを掲載した。	福岡県男女共同参画センターなどのセミナーや講座の案内は積極的な情報提供を継続するとともに、講座やセミナーの開催についても検討する。	D → D → D → D → C			

令和元年度 粕屋町男女共同参画計画の施策評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を發揮し、支え合う社会づくり	Ⅱ・1 雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保	Ⅱ・1・① 企業への広報、啓発	20	法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	地域振興課 総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			D → C → C → C → C	
				法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	商工会と情報共有し、関係機関・団体から届くチラシ等がある際は掲示するが、担当課に届くことがない。	事業所対応は商工会と連携しているが、担当課に啓発資料等が届くことがない。啓発資料等がある際は、掲示や町ホームページへの掲載などを検討する。	D → C → C → C → C	
				法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	職員に対して庁内LAN等を利用し、育児休業等に関する制度の案内、周知を行っている。また、配偶者が出産する職員に対し、特別休暇や育児休業等の制度について個別に案内している。	男性職員の出産補助休暇や養育休暇の認知度が低いと、対象者に個別に制度の案内を行うとともに、取得しやすいよう、管理職等に対しても周知を行う。	D → B → B → B → B	
		21	指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する事業者などに対して、様々な方法で男女共同参画推進の意識を高めます。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	令和元年度は指名登録の受付年度であったため、町のホームページに掲載のほか、受領確認の返信用封筒に啓発チラシを同封し意識啓発を行った。	隔年での登録受付であるため、受付実施年以外の取組みについて検討が必要。	D → C → C → D → B		
		22	ハラスメント防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	商工会と情報共有し、関係機関・団体から届くチラシ等がある際は掲示するが、担当課に届くことがない。	事業所対応は商工会と連携しているが、担当課に啓発資料等が届くことがない。啓発資料等がある際は、掲示や町ホームページへの掲載などを検討する。	D → D → D → D → D	D評価が続いているので、実現可能は方法に切り替える必要があると思う。	
		23	女性の再就職に対する支援の促進	結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や再就職希望者のための意識啓発と、能力開発や学習機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福岡県男女共同参画センターや福岡県子育て女性就職支援センターなどのセミナーや講座の案内を、町ホームページにおいても情報提供している。	結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や再就職希望者のための意識啓発や支援について、セミナーや講座などの情報を収集し、広く周知を図る。	C → C → C → C → C		
	Ⅱ・2 ワーク・ライフ・バランスの推進	Ⅱ・2・① ワーク・ライフ・バランスの推進	24	両立のための職場理解と制度の普及促進	男女職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーの周知を図るとともに、課長会で有休・夏季休暇の取得状況について報告している。また衛生委員会活動報告の中で、男性の出産補助休暇、養育休暇等の取得率について報告した。	ワークライフバランスを実現するため、特定事業主行動計画の目標の達成に向け、さらなる制度の周知や職場環境の整備を行い、男性職員の育児休業取得についても働きかけていく。	B → B → B → B → B	
			25	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙で男女共同参画に関する町民意識調査の結果を掲載し、「ワーク・ライフ・バランス」の現状値を示した。	住民及び事業所に対して、仕事とプライベートの生活を充実させる考え方や取組について、広報紙等を活用し、広く周知を図る。	B → D → D → C → C	
			26	事業所への情報提供・啓発	事業者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	商工会と情報共有し、関係機関・団体から届くチラシ等がある際は掲示するが、担当課に届くことがない。	事業所対応は商工会と連携しているが、担当課に啓発資料等が届くことがない。啓発資料等がある際は、掲示や町ホームページへの掲載などを検討する。	D → D → D → D → D	D評価が続いているので、実現可能は方法に切り替える必要があると思う。
			27	広報紙への啓発記事の掲載	男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男性の育児・介護、地域への参画に特化した啓発を広報紙で行うことはできなかったが、広報紙で男女共同参画に関する町民意識調査の結果を掲載し、男性が育児や介護に参画することの必要性を示した。	町民及び事業所に対して、男性の育児・介護への参加、地域への参画について、広報紙等を活用し、広く周知を図る。	D → D → D → D → D	D評価が続いているので、実現可能は方法に切り替える必要があると思う。
		28	父親を対象とした子育て講座の開催	父親の子育て参加意識の醸成と子育てについての学習の支援に努めます。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	親子で参加できるイベント等の実施を行い、父親の参加もあったが、父親向けの講座の実施は出来なかった。	父親の子育て参加度については、アンケート調査結果でも父親が思っているより、母親の評価は低い。かすやこども館において、父親と子どもが参加できる講座の実施予定である。	D → B → B → B → B		
	29	両親教室の開催	沐浴や妊婦体験等を通して、両親で共に支え合い子育てを楽しむことができるよう支援します。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	妊産婦及びそのパートナーを対象とした両親学級の中で、子育てに関する講演や体験活動(妊婦体験・沐浴)等を実施している。事後のアンケートからも反応が大きく、子育てに関する男性の意識や役割、両親で共に支え合うことの大切さなど、出産を控えた家族の学びの場になっている。	毎回参加希望者が多いため開催日の追加や実施内容の検討を行い、継続的に事業を開催する。	A → A → A → A → A			

令和元年度 粕屋町男女共同参画計画の施策評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、 支え合う社会づくり	Ⅱ・2 ワーク・ライフ・ バランスの推進	Ⅱ・2・③ 子育て環境、 介護環境の整備	30	放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	放課後児童支援員資格取得や各種研修の受講及び、次年度の定員増加に向けて、保護者が安心して就労できるよう保育体制の充実を図った。	就労支援のため増員する申込者に対応するため、受入定員の増員が必要である。また、それに伴い指導員の人材確保が課題である。	B → B → B → B → B	
				保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育、各種事業における託児等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B → B → B → B	
			31	保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育、各種事業における託児等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育など各種保育を行っている。令和元年度においても私立認可保育所へ障がい児等保育事業補助金を交付した。	今後も多様なニーズに応じた各種保育を行う。	B → B → B → B → B	
				保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育、各種事業における託児等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町が実施する講座や会議等において、託児が必要と見込まれる場合は必要な経費を確保し、実施している。	町が実施する講座や会議等において、参加者のニーズなどを把握し、託児が必要と見込まれる場合は積極的に必要経費の確保を行う。	C → C → C → C → C	
		32	介護保険サービスの適切な利用促進	高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう、介護保険制度の周知を行い、一人ひとりが適切かつ効果的なサービス給付を受けられるよう進めていきます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	65歳になった方へ被保険者証と一緒にパンフレットを配布し介護保険制度の周知を図った。サービス利用者へは適宜制度の周知を行うとともに、適切なサービスの利用を促進するため介護給付費通知を送付した。	毎年のように行われる介護保険制度の改正について、遺漏なく周知を行っていく。	B → B → B → B → B		
	Ⅱ・3 困難な状況に置かれている人への支援	Ⅱ・3 整備者・暮ら がせいで る者 環境が 高齢 の心	33	介護予防・生活支援施策の充実	高齢男女が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	高齢者が参加しやすい介護予防教室を目指し、いきいき年間計画カレンダーを作成するなど新たな方法で啓発を行った。	高齢者の参加促進に繋がる教室であるかどうかを確認しながら、教室の内容を検討する。	C → A → A → A → A	
			34	ノーマライゼーションの推進	だれもが社会参加できる地域づくりのため、社会的性別(ジェンダー)にとらわれないことやバリアフリーを基本にした福祉施策を推進します。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福祉施策についてはバリアフリーを基本として進めている。粕屋町地域福祉計画に基づき、住みやすい地域づくりに努めているが、具体的な取組みまでには至っていない。	バリアフリーを基本とした福祉施策については地域福祉計画に基づく積極的な取組を行う。また社会的性別(ジェンダー)について社会的関心が高くなっていることから、周知や啓発を進めていく。	C → C → C → C → C	
			35	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口等の情報提供や支援方法の検討を行います。	総合窓口課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B → B → B → B	
	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口等の情報提供や支援方法の検討を行います。		総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ひとり親世帯への手当の支給事務や医療費の助成を行い、状況に応じて情報提供を行った。	遺漏なく関係事務を行うとともに、関係機関との調整を行いながら適切な事務処理及び情報提供に努める。	B → B → B → B → B			
	Ⅱ・4 促進の場への政策 女性の方針 画決	Ⅱ・4 極委員 登用等 への 女性 各種 の審 議	36	各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成31年4月1日現在の内閣府調査において、粕屋町は前年度に比べ30.6%から28.6%と下がっているものの、審議会等の設置時には、委員の女性比率を考慮したうえで委員構成の検討を行っている。	審議会等の委員は条例や要綱等により、一部充て職で構成される場合も多いことから、団体・関係機関の長や役職者の女性登用率の向上に伴う部分があると考えられる。今後も所管部署において委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定する。	C → C → C → C → C	
37			各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援	各種審議会の女性委員に対し、学習機会の提供を行うとともに参加を促進し、エンパワーメント支援を図ります	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種審議会の女性委員の割合の把握にとどまり、対象者の把握まで至っていない。	各種審議会の女性委員割合の調査時に、対象者の把握に努め、福岡県男女共同参画センターの研修案内などを検討する。	D → D → D → D → D	D評価が続いているので、実現可能な方法に切り替える必要があると思う。	

令和元年度 粕屋町男女共同参画計画の施策評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり	Ⅱ・4 政策・方針決定の場への女性の参画促進	Ⅱ・4 能力開発の推進	38	町職員に対する定期的な研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → C → C → C → C		
				町職員に対する定期的な研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に特化した研修は実施していないが、全職員を対象とした人権研修の中で自分らしく生きることや、違いを認め合う心などについて取り上げた。	定期的に男女共同参画に特化した研修を実施するとともに、職員人権研修の中で、男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、職員の意識啓発を図っていく。	D → C → C → C → C		
				町職員に対する定期的な研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画や特定事業主行動計画の推進を図るための研修はできなかったが、総務課(職員研修担当)で全職員対象とした男女共同参画の推進を図る内容を含む人権研修を毎年行った。	総務課(職員研修担当)と協議し、計画期間の節目の時期などに町職員全体を対象とした研修を検討する。その他の時期には定期的に庁内メール等で職員への周知を図る。	B → C → C → C → C		
			39	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、有給取得制度等の普及を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーの周知を図り、課長会で有休・夏季休暇の取得状況について報告している。また衛生委員会活動報告の中で、男性の出産補助休暇、養育休暇等の取得率について報告した。	有給休暇取得日数は所属部署により偏りがあるため、特に取得率の低い部署に対しては所属長を通じて取得率が上がるよう働きかけていく必要がある。	B → B → B → B → B		
			40	女性職員の登用拡大	男女職員が粕屋町の対等な構成員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備しながら、管理監督者への登用を推進するとともに性別にとられない職場配置を行っていきます。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	職員採用試験では、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施した。管理職への登用は、勤務成績に基づき、公平かつ積極的に行い、性別にとられない職場配置に努めた。	今後も採用試験は平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施し、面接官に女性職員も積極的に登用する。管理職への登用は勤務成績等に基づき、性別にとられない職場配置に努めていく。	A → A → A → A → A		
	41	女性職員のリーダーシップの養成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	女性職員向けの研修については参加できなかったが、管理監督者向けOJT研修には、女性職員の積極的な参加があった。	該当する研修への参加希望者が少ないため、引き続き対象者に対して研修機会の周知を図っていく。	B → D → D → D → D	D評価が続いているので、実現可能は方法に切り替える必要があると思う。			
	Ⅱ・5 地域・防災分野における男女共同参画の推進	Ⅱ・5 地域の活動における男女共同参画の促進	42	各種団体等における男女共同参画の促進	地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → C → C → C → C		
				各種団体等における男女共同参画の促進	地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育関係団体に対する学習機会の提供はできていない。	社会教育関係団体に参加を要請している三本大会、人権のつどい等の研修会にて男女共同参画についての講演を行い、学習機会の提供を図る。	C → C → C → B → C		
				各種団体等における男女共同参画の促進	地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種団体に対して、男女共同参画の促進に関する啓発は検討が進んでいないが、男女共同参画に関する啓発チラシに、地域における固定的性別役割分担意識を問う内容を掲載し、各種団体が参加する町イベント時に配布した。	各種団体の役員が出席される会議やイベント等において、啓発チラシを作成し、配布するなど検討を行う。	D → D → D → C → C		
			43	地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				D → D → C → C → C	
				地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育関係団体においては、女性役員の登用は比較的行われている。	役員女性の登用について啓発を行い、参加しやすい環境づくりを促進する。	C → C → C → B → B		
				地域活動等役員への女性の参画の促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	防災講座において、防災分野での女性の参画を促している。まちづくり活動支援室の登録団体には女性の参画も多く、活動支援を行っている。	自治公民館での各種講座の機会を利用し、地域活動における啓発を検討するとともに、引き続き、まちづくり活動支援室の登録団体の活動支援を行う。	D → D → C → C → C		
		参画の促進 男女共同参画の推進	Ⅱ・5 男女共同参画の推進	44	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取組に男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	災害発生に備えた備蓄品の購入において、女性の視点を取り入れた品目の選定も行い、備蓄品の計画的購入を進めた。	備蓄計画に基づき、計画的な購入を進める。	B → B → B → B → B	
				45	男女共同参画の視点に立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、自主防災組織、避難所運営組織には女性の参画を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	自主防災組織結成時には、男女が平等に役割を担うような構成となるよう指導している。また、避難所運営マニュアルに避難所運営委員会での女性の参画を明記している。	実際に女性の視点や意見が反映されるよう実施していくことが重要である。	C → B → B → B → B	

令和元年度 粕屋町男女共同参画計画の施策評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ・1 性に関するあらゆる暴力の根絶	Ⅲ・1・① DV未然防止	46	DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B → B → B → B	
				DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV防止に関するチラシやポスターについて、適宜設置し、DVに対する認識を深めるために啓発を行った。	DV防止に関するチラシやポスターを適宜設置し啓発を継続するとともに、今後もさらなる防止のための啓発を行っていく。	C → C → C → C → C	
				DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙を通して女性ホットライン(相談窓口)の紹介等を5回行った。また、7月の三本大会、12月の人権を尊重する町民のつどいで啓発チラシの配布を行い、周知を図った。	今後も町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を進める。	B → B → B → B → B	
		47	デートDVに関する啓発	デートDV(交際相手からの暴力)についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発を行い、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	介護福祉課 協働のまちづくり課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			D → D → C → C → C		
			デートDVに関する啓発	デートDV(交際相手からの暴力)についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発を行い、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DVのうち、特にデートDVに関するケースがなく、特化した周知や啓発は、まだできていない。	DV防止の周知を進める中で、デートDVについてもさらなる周知、啓発を進めていく。	D → D → D → D → D		
			デートDVに関する啓発	デートDV(交際相手からの暴力)についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発を行い、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	デートDV防止の啓発チラシを作成し、町立中学校3年生を対象に学校での性教育講演会時にあわせて配布し、周知を図った。	DV防止の周知を進める中で、若年層にむけた予防教育としてデートDV防止についても広く周知を図り、啓発を進めていく。	D → D → B → B → B		
	デートDVに関する啓発		デートDV(交際相手からの暴力)についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発を行い、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	性教育の充実は図られているが、予防教育を定着させるまでは至っていない。	小中学校における教育課程を見直し、授業の中で位置付けられる内容を検討していく。	C → C → C → C → C			
	Ⅲ・1・② DV相談体制の構築	48	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、適切な情報を提供します。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者について介護福祉課で相談を受けた。ケースに応じた情報提供を行い、適切な対応を行うことはできた。	今後も引き続き相談を受け、関係機関への情報提供を行うなどDV被害者への適切な支援を行う。	B → B → B → B → B		
		49	相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → B → B → B → B		
			相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	今年度も研修を受け、相談員としてのスキルアップを図り、相談の際には、状況に応じた対応を行うことができた。	適切な相談業務ができるよう、今後も研修や勉強会への積極的な参加に努めていく。	C → B → B → B → B		
			相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	外部研修を受講する機会はなかったが、課内で情報共有をしながら適切な対応へとつなげた。	機会があれば外部の研修会に参加するとともに、内部においても適切な対応ができるよう勉強会を行い相談員の育成、資質の向上を図っていく。	B → B → B → B → B		
		50	かすや地区女性ホットラインの活用	「かすや地区女性ホットライン」により、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ホットラインについては、令和元年度も事業を実施し、広報等に掲載するなど周知を図った。	様々な悩みの相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図る。	B → B → B → B → B		
		51	関係機関との連携	庁内連絡会議等により関係各課と連携を行い、被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障がい者に考慮した相談体制の充実を図ります。また、警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	糟屋地区では、粕屋保険福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」を開催しており、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	C → C → C → B → B		
	52	個人情報保護の徹底	通常業務の中で個人情報の保護について徹底されるよう、庁舎内において研修を行うなど、個人情報保護の体制作りに取り組みます。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	新規採用職員に対して入庁時に個人情報保護に関する研修を実施し、職員に対して毎年eラーニングによる研修受講を行っている。各課では個人情報は施錠できるキャビネット等に保管し、問合せや窓口対応では十分配慮するなど徹底した管理を行っている。	個人情報の漏えい事案の原因の多くは人的な要因によるものであるため、研修を通して個人情報保護の徹底を呼び掛ける必要がある。また、DVに関する情報には特段の配慮が必要であり、取扱いについて周知徹底を図っていく。	A → A → A → A → A			

令和元年度 粕屋町男女共同参画計画の施策評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ・1 性に関するあらゆる暴力の根絶	保Ⅲ 護・1 自・立 支・援 被・害 者	53	関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	糟屋地区では、粕屋保険福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」を開催しており、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	C → C → C → B → B	
			54	被害者の自立支援	避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	C → C → C → B → B	
		止Ⅲ と・被 害・者 の 支・援 暴・力 の 防	55	性犯罪など被害防止に向けた啓発	夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	少年補導員・青少年指導員及び各種団体・行政区による夜間巡回補導が行われている。	協力団体を中心として、性犯罪の被害防止に向けた啓発活動や防犯活動を行っていく。	D → D → D → D → C	
			56	性暴力被害者への支援	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	女性被害者が相談しやすい窓口である「かすや地区女性ホットライン」などの情報提供を行い、関係機関と連携し適切な支援を行う。	C → C → C → C → C	
		対ルⅢ 策・ハ ラ・ス メ ン ト の 防 止 と	充Ⅲ 実 施 ス ⑤ セ ク シ ュ ア ル ハ ラ ス メ ン ト の 防 止 と	57	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → C → C → C → C
				57	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	対象をセクシャルハラスメント限定からハラスメント全般とした「粕屋町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱」を制定した。また相談窓口及び委員会が内部職員のみで組織されていたため、外部専門家(弁護士)を含むよう変更し、相談しやすい状況を整え、公平性が保たれるようにした。相談フローを作成し、職員へ周知した。	今後も引き続き、職員に対して相談窓口・通報窓口について、定期的に周知を図りたい。	B → B → B → B → B
	57			セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ハラスメントの防止に関して、町民及び事業所に対する啓発が進んでおらず、広報紙やホームページへの掲載はできていない。	ハラスメントの防止に向け、町民及び事業所に対して組織の方針、規定などの策定の必要性とともに、相談窓口などについて、広く周知を図る。	D → D → D → D → D	
	Ⅲ・2 生涯を通じた健康支援	配Ⅲ 慮・し た・男 女 の ラ イ フ ス テ ー ジ に	58	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、病気の予防啓発や対策、食育の推進等に取り組めます。	健康づくり課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B → B → B → B	
				主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、病気の予防啓発や対策、食育の推進等に取り組めます。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町で把握できる各種がん検診の受診率は、20～30%で横ばいか減少傾向にある。健康づくりの啓発は、出前講座や町行事、小学校行事等で健康かすや21計画に基づき疾病や生活習慣病予防を中心に実施。またこども館で食育の推進のための試食とレシピの配布を行った。	がん検診については、町で把握できる受診率としては伸び悩んでいるが、町民全体の把握は難しい。今後も町民が自らの健康に関心が持てるよう、更に健康かすや21に基づく様々な活動や受診率向上に向けて、工夫しながら事業を行っていく。	C → B → C → C → B	
				主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、病気の予防啓発や対策、食育の推進等に取り組めます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	団塊世代セミナーやゆうゆうサロンで健康づくり課と共同し、健康や介護予防の講話を行った。	高齢になっても自立した生活を営むためには健康が重要なため、今後も疾病の予防啓発に取り組む。	B → B → B → B → B	
関テⅢ イ・ブ 理・解 の ル ス リ プ ラ イ ダ ツ ク に		59	人権を尊重した性に関する情報の提供と啓発	思春期教育や性教育に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように周知を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	道徳や保健体育の学習だけでなく、全ての教育活動において、自他を大切にしている授業が展開されている。	自他を大切にしている心情だけでなく、行動面の育成の充実を図っていく。	A → B → B → A → A		
	60	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援、情報提供や啓発講座について、女性のあらゆるライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、現状に応じた施策を充実します。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	母子手帳交付時から妊娠・出産・子育て期にわたるまで、母子保健や育児の相談にワンストップで対応し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握しながらフォローを行っている。女性の健康については、健診の休日実施やレディースデーを設けるなど、健診を受けやすい環境を整え、健康相談等を実施している。	今後も継続して、妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関と連携を取りながら切れ目のない支援を実施する。更年期の健康については、今後も健康相談や健診後の相談、パンフレットによる啓発を行っていき、国・県の動向を見据えて検討していく。	A → A → A → A → A			